

**飛島村 第3次障害者福祉計画  
第4期障害福祉計画**

平成27年3月

**飛島村**

## ごあいさつ



本村では、住民一人ひとりが主役の「小さくてもキラリと光るむらづくり」をスローガンに「日本一健康長寿村づくり」に取り組んでいます。

障がい福祉を取り巻く情勢は、ここ数年著しく変化しています。平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障がい者の日常生活・社会生活の支援が共生社会実現の基本理念として掲げられました。また、障がいの範囲拡大に伴い、村内の障がい者数も年々増加し、障がい福祉に対するニーズも多様化する中で、以前にもまして村の施策の役割が大きくなってきています。

障がい者福祉については、「誰もが住み続けられる 障がい者にやさしいむらづくり」を基本理念に「飛島村第2次障害者福祉計画」を平成18年に策定し、各種の障がい福祉施策を展開してきたところです。また、このたび「飛島村第3期障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、両計画の施策が一体的になるよう同時期に見直し、「飛島村第3次障害者福祉計画・第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画の推進には、村民の皆さま、関係機関や団体、行政等が協働してお互いの役割を担いながら取り組んでいくことが不可欠であると考えております。今後とも、地域のつながりを大切に、皆さまの想いをつなぎ、ライフステージに応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

なお、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご助言をいただきました計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査及びヒアリング調査等にご協力いただきました多くの皆さまに、心から感謝いたしますとともに、より一層のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成27年3月

飛島村長 久野 時男

# 飛島村 第3次障害者福祉計画 第4期障害福祉計画

## 目次

はじめに 計画のあらましと現状.....	1
1 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」.....	2
2 障害福祉計画 第3期と第4期の違い.....	4
3 飛島村の障がい者の現状.....	5
<b>第1部 飛島村障害者福祉計画.....</b>	<b>7</b>
第1 飛島村障害者福祉計画のあらまし.....	8
第2 施策内容.....	9
1 啓発・広報.....	11
2 福祉サービスの充実.....	14
3 保健・医療の充実.....	17
4 生活環境の整備（情報バリアフリーを含む）.....	20
5 生活の安定と自立支援.....	23
6 保育・教育の充実.....	26
7 文化・スポーツ活動の推進.....	28
8 安心・安全.....	30
<b>第2部 飛島村障害福祉計画.....</b>	<b>31</b>
第1 飛島村障害福祉計画の概要.....	32
第2 障がい福祉サービスの実績・見込量.....	34
第3 地域生活支援事業.....	41
第4 実績及び見込量一覧.....	47
第5 平成29年度における目標値.....	49
第6 計画実施の留意点及び推進体制等.....	51
<b>資料編.....</b>	<b>59</b>
I 調査結果報告.....	60
1 団体ヒアリングまとめ.....	60
2 障がい者アンケートまとめ.....	61
3 障がい児支援ニーズグループインタビューまとめ.....	62
II 策定委員会等.....	63
飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....	63
障害者福祉計画策定委員会名簿.....	65
障害者福祉計画策定委員会開催経過.....	66

### **「障がい」の表記について**

本村では、障がいのある方々やご家族、関係団体の方々のお気持ちを尊重したいと考えております。

また、併せて村民の障がいのある方への理解を深めていただくことを目的として、本計画においては、障害の「害」という漢字の表記について、法令の名称や団体・施設等の固有名詞を除き、ひらがな表記をしています。

はじめに 計画のあらましと現状

# 1 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」

本村の障がい者福祉に関する主な計画は2つあります。

## ●障害者福祉計画

ひとつは、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」です。これは、①啓発・広報、②福祉サービス、③保健・医療、④生活環境の整備、⑤生活の安定と自立支援、⑥保育・教育、⑦文化・スポーツ活動、⑧安心・安全など、障がい者施策の全般的な長期計画であり、この計画に基づき様々な障がい者施策を進めています。

障害者福祉計画は第2次計画が平成27年度までとなりますが、今回、障害福祉計画の改定とあわせて、計画の評価策定を前倒し、平成26年度までの評価を実施、平成27年度からの計画を策定しました。

## ●障害福祉計画

もうひとつは、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」です。これは、高齢者の介護保険事業計画のように、3年を1期とし、施設入所、地域生活、就労等について具体的な数値目標を掲げるとともに、それらの支援のためのサービス見込量や方向性を示し、必要な質や量を確保するための取組みについて定めるものです。

障害福祉計画は現在第3期で、第4期は平成27～29年度となり、今回の策定では第3期までの計画の進捗評価と第4期の計画策定を行いました。

図1 障害者福祉計画と障害福祉計画の関係

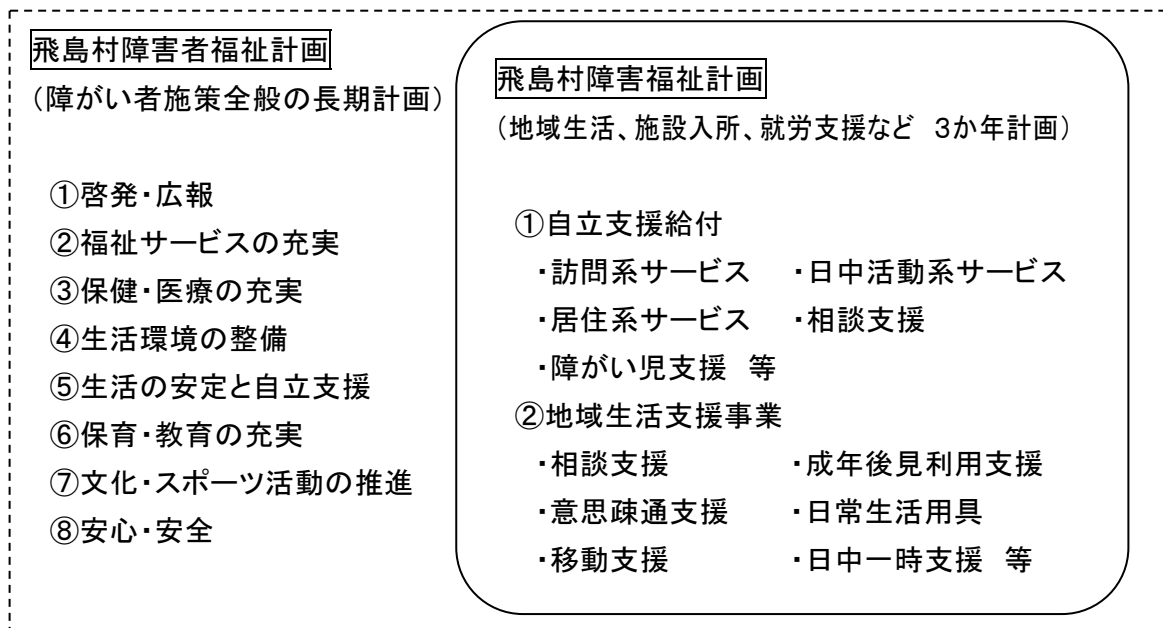


表 1 計画の期間と主なできごと

年度	障害者福祉計画	障害福祉計画	主なできごと
平成 9	計画策定	\	
10	第1次計画開始		
11	↓		
12	↓		介護保険制度の開始
13	↓		
14	↓		
15	↓		障害者支援費制度開始
16	↓		
17	↓		障害者自立支援法制定
18	↓（見直し）	第1期計画	
19	第2次計画開始	↓	
20	↓	↓（見直し）	
21	↓	第2期計画	
22	↓	↓	
23	↓（中間年度）	↓（見直し）	
24	↓	第3期計画	障害者自立支援法が 障害者総合支援法へ改定
25	↓	↓	
26	↓（見直し）	↓（見直し）	
<b>27</b>	<b>第3次計画開始</b>	<b>第4期計画</b>	
<b>28</b>	<b>↓</b>	<b>↓</b>	
<b>29</b>	<b>↓</b>	<b>↓（見直し）</b>	
30	↓	次期計画	
36	<b>↓第3次計画最終年度</b>		

## 2 障害福祉計画 第3期と第4期の違い 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

### (1) 障害福祉計画 第4期の追加点

第3期（平成24～26年度）と第4期の違いは平成25年の法律改定です。名称が「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）となり、内容として下記の点が追加されました。

- ・対象者として難病の人の追加
- ・グループホーム・ケアホームの一体化
- ・障がい児支援に関する子ども・子育て支援事業計画との連携整合性  
子育て支援に係る施策との連携、教育との連携等
- ・市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加
  - ①障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
  - ②障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援  
（ぴあサポート（同じ障がいをもつ人同士の支援）、ボランティア、災害対策等）
  - ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
  - ④意思疎通支援を行う者の養成  
（手話通訳、指点字、コミュニケーション支援等）
- ・今後の検討課題として、成年後見など、精神障がい・高齢障がい者の課題

### (2) 今後の障がい者福祉

平成25年12月には人権に関わる国連障害者権利条約を政府が批准しています。平成24年10月には障害者虐待防止法（家庭や施設での虐待を防止するため、防止対策や施設での通報の義務化などを行う）が施行され、平成25年6月には障害者差別解消法（障がいを理由とする差別を禁止する）が公布され、平成28年4月に施行となる予定です。そのため、人権施策としての障がい者福祉の推進が必要となると予想されます。



### 3 飛島村の障がい者の現状

本村の身体障害者手帳所持者数は 163 人、療育手帳所持者数は 27 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 28 人となっています。

平成 25 年度から障がい福祉施策の対象となっている難病者は 25 人です。

#### (1) 障がい種類別、手帳の等級別障がい者数

表 2 身体障がい者数

主な障がい部位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	4	2	0	1	1	1	9
聴覚平衡	1	2	0	4	1	1	9
音声言語そしゃく	0	0	0	0	0	0	0
上肢	2	7	5	6	4	4	28
下肢	4	5	9	21	6	2	47
体幹	12	7	7	0	3	0	29
心臓	14	0	10	0	0	0	24
じん臓	8	0	2	0	0	0	10
呼吸器	0	0	1	0	0	0	1
ぼうこう直腸	0	0	0	6	0	0	6
その他（肝臓など）	0	0	0	0	0	0	0
合計	45	23	34	38	15	8	163

（単位：人、身体障害者手帳所持者、平成 26 年 3 月 31 日現在）

表 3 知的障がい者数

	A判定	B判定	C判定	合計
知的障がい者	12	10	5	27

（単位：人、療育手帳所持者、平成 26 年 3 月 31 日現在）

表 4 精神障がい者数

	1級	2級	3級	合計
精神障がい者	5	20	3	28

（単位：人、精神障害者保健福祉手帳所持者、平成 26 年 3 月 31 日現在）

表 5 難病者数（病名は多い順に 3 つまで記載）

	潰瘍性大腸炎	後縦靭帯骨化症	パーキンソン病関連疾患	その他	合計
難病者	7	5	3	10	25

（単位：人、平成 25 年 3 月 31 日現在）

## (2) 年齢別障がい者数

障がい種類・年齢層別に障がい者数をみると、身体障がい者では65歳以上の人が多く、身体障がい者数の7割を占めています。

表6 障がい種類・年齢層別障がい者数

		6歳未満	6～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計	備考
身体障がい	視覚・聴覚など	0	0	1	2	15	18	視覚・音声言語そしゃく・聴覚平衡
	肢体不自由	1	1	2	26	74	104	上肢・下肢・体幹
	内部障がい	0	1	4	8	28	41	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱直腸
	小計	1	2	7	36	117	163	
知的障がい		2	6	10	3	6	27	
精神障がい		0	1	4	12	11	28	
合計		4	11	28	87	134	218	

(単位：人、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 平成26年3月31日現在)

## (3) 障がい者数の推移

本村の身体障害者手帳所持者数はやや減少傾向です。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、難病者数は共に増加傾向にあります。

表7 障がい種類別障がい者数

		平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障がい	視覚・聴覚など	23	17	16	17	18
	肢体不自由	103	106	103	99	104
	内部障がい	50	48	44	43	41
	小計	176	171	163	159	163
知的障がい		24	25	26	25	27
精神障がい		14	17	22	25	28
難病者		(17)	(17)	(24)	(25)	23
合計※		214	213	211	209	241

(単位：人、※平成25年度以外は難病者数を除く合計、平成20年度と23年度は10月1日、平成24年度と25年度及び難病者は3月31日現在)

# 第 1 部 飛島村障害者福祉計画

# 第 1 飛島村障害者福祉計画のあらまし

## 1 計画の基本理念

本計画の理念は、第2次飛島村障害者福祉計画の理念を受けついで、「ノーマライゼーション」（誰でもが同じように普通の生活ができる社会）の考え方を土台として、障がい者が地域の中で障がいのない人と同じように、その能力を生かし、自立して生活できるむらづくりを目指すものです。

**誰もが住み続けられる 障がい者にやさしいむらづくり**

## 2 計画の対象と期間

本計画の対象者は、第2次計画のとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がいをもつ人とし、難病の人や、自閉症などの発達障がいのある人も含めます。

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	発達障がい (自閉症など)
--------	--------	--------	------	------------------

本計画の期間は平成27年度から平成36年度の10年間とします。

## 第2 施策内容

### 施策体系

本計画は、第2次飛島村障害者福祉計画の施策体系を踏襲して、村の基本理念のもと、下記の施策体系に沿って進めます。

### 誰もが住み続けられる 障がい者にやさしいむらづくり

### 施策体系

#### 1 啓発・広報

- ① 今後も障がいへの理解を促進するため、小学校・中学校での福祉学習を充実していきます。
- ② 障がい児・者と村民がふれあい、理解し合う機会づくりを進めます。

#### 2 福祉サービスの充実

- ③ 障がい者福祉の総合相談と専門的相談を充実します。
- ④ 障害者総合支援制度（介護給付や地域生活支援事業）を充実します。

#### 3 保健・医療の充実

- ⑤ 障がい児・者の保健・医療を充実します。
- ⑥ 村独自の医療費支援制度を充実します。
- ⑦ 療育支援体制の充実を図ります。

#### 4 生活環境の整備（情報バリアフリーを含む）

- ⑧ 外出を支援する心身障害者福祉タクシー料金助成を継続します。
- ⑨ 生活支援の充実を図ります。
- ⑩ 村のホームページの情報アクセシビリティ配慮や広報の音訳を行います。

## 5 生活の安定と自立支援

- ⑪ さくら作業所の運営の充実を図ります。
- ⑫ 就労のための訓練や相談体制を障害者総合支援制度で実施します。
- ⑬ 居住の場であるグループホームの整備を検討します。

## 6 保育・教育の充実

- ⑭ 小学校・中学校での障がい児教育を実施し、村独自の支援を充実します。
- ⑮ 障がい児・者が生涯教育に参加しやすい対策を講じます。
- ⑯ 障がい児の放課後や休日等の活動の場の整備を検討します。

## 7 文化・スポーツ活動の推進

- ⑰ スポーツ施設や文化施設のバリアフリー化を進めます。
- ⑱ 村有施設等の利用や貸出について、障がい児・者の関わる社会福祉団体の行事を支援します。
- ⑲ 障がい児・者の社会参加を促進するため、村が主催する有料事業や村有料施設の低料金化を支援します。

## 8 安心・安全

- ⑳ 災害時において、障がい児・者が円滑かつ迅速に避難できるよう対策を実施します。

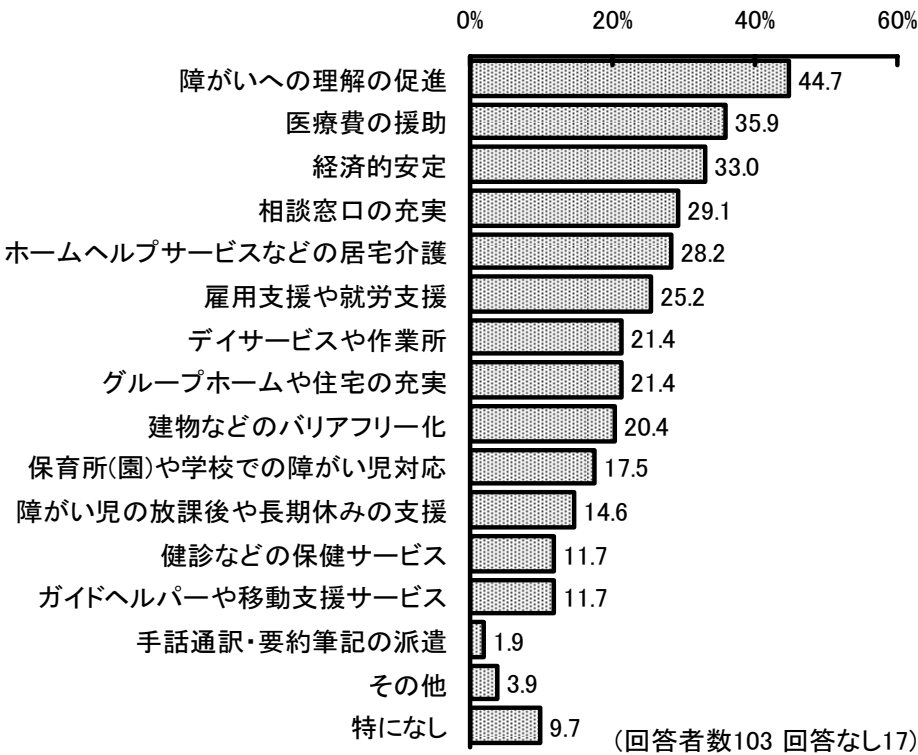
# 1

## 啓発・広報

### (1) 施策の現状と課題

- \*障がい児・者についての理解を促進するために、小学校・中学校での福祉学習の実施を進めています。
- \*平成 26 年度飛島村障がい者アンケートによると、村が今後一層充実していくべきことは、障がいへの理解の促進に対する希望が最も多くなっています。
- \*平成 26 年度から開発しているオリジナル体操の普及・活用を含め、多世代交流できる環境づくりを推進しています。

障がい者アンケートから 村が一層充実すべきこと



(2) 施策の方向

① 今後も障がいへの理解を促進するため、小学校・中学校での福祉学習を充実していきます。

② 障がい児・者と村民がふれあい、理解し合う機会づくりを進めます。

主な事業の実績

施策・事業名 主要内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>社会福祉協力校への助成</b> 学校が実施する福祉実践教室や福祉学習への支援・協力	小学校 1 校 中学校 1 校	小学校 1 校 中学校 1 校	小学校 1 校 中学校 1 校	小中一貫教育校飛島学園 小学校 1 校 中学校 1 校
<b>児童福祉体験学習 サマーボランティア チャレンジ</b> 児童・青少年が福祉に興味をもってもらえるよう様々な体験を行う	児童福祉体験学習（年4回） 49名  サマーボランティアチャレンジ（年1回） 5名	児童福祉体験学習（年3回） 16名  サマーボランティアチャレンジ（年1回） 15名	児童福祉体験学習（年3回） 26名  サマーボランティアチャレンジ（年1回） 3名	児童福祉体験学習（年3回） うち2回で21名、残り1回をH27.3月実施予定  サマーボランティアチャレンジ（年1回） 10名
<b>オリジナル体操の普及・啓発</b> 障がい児・者と村民の交流を図る	—	—	—	平成 26 年度・27 年度で開発

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績



施策・事業名 主要内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>障がい児・者団体 行事の支援</b> <hr/> 障がいを持つ者同士の 交流を図る	身体障がい者 交流会 31 名 知的障がい者 交流会 10 名	身障カローリ ング大会 参加者 27 名 ぶどう狩り 参加者 39 名 知的障がい者 カローリング 大会 参加者 11 名 いちご狩り 参加者 16 名	身障カローリ ング大会 参加者 33 名 ぶどう狩り 参加者 38 名 知的障がい者 カローリング 大会 参加者 14 名 いちご狩り 参加者 17 名	身障カローリ ング大会 参加者 28 名 ぶどう狩り 参加者 29 名 知的障がい者 カローリング 大会 参加者 16 名 いちご狩り H27.2 月実施 予定
<b>ボランティア活動の 支援</b> <hr/> 活動費の助成、情報の 提供	手話勉強会 9 名、22 回 点訳ボランテ ィア 『いととんぼ』 7 名、23 回 音訳ボランテ ィア 6 名、24 回	手話勉強会 3 名、5 回 点訳ボランテ ィア 『いととんぼ』 8 名、17 回 音訳ボランテ ィア 6 名、18 回	点訳ボランテ ィア 『いととんぼ』 10 名、26 回 (月 2 回、研修 会 2 日を含む) 音訳ボランテ ィア 6 名、24 回 (月 2 回)	点訳ボランテ ィア 『いととんぼ』 8 名、23 回 見込 音訳ボランテ ィア 6 名、24 回見 込 (月 2 回)
<b>障がい児者団体の 支援</b> <hr/> 身体障害者福祉協議 会、心身障害児(者)保 護者会「あゆみ会」へ の支援。団体事業への 協力・助成。	団体会員数： 身体障害者 福祉協議会 100 名 あゆみ会 13 名	団体会員数： 身体障害者 福祉協議会 101 名 あゆみ会 13 名	団体会員数： 身体障害者 福祉協議会 86 名 あゆみ会 11 名	団体会員数： 身体障害者 福祉協議会 70 名 あゆみ会 13 名

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

## 2

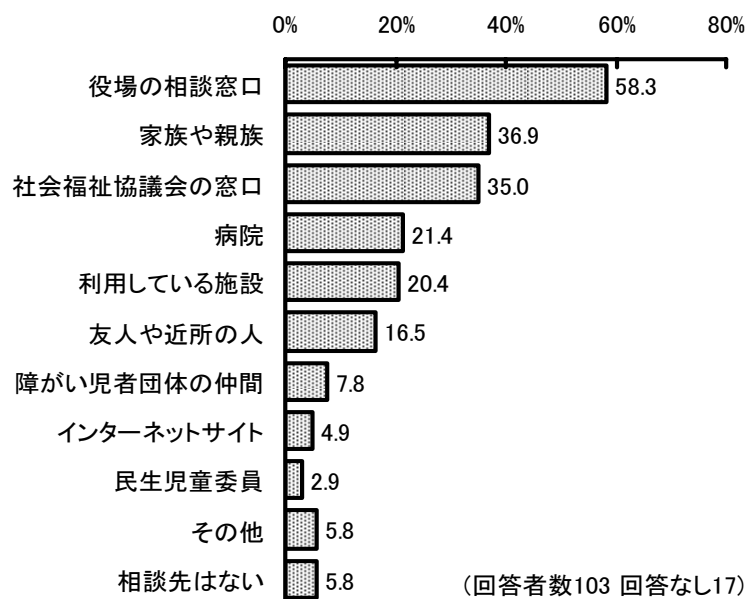
# 福祉サービスの充実

### (1) 施策の現状と課題

\*すこやかセンターの保健福祉課窓口において、障がい者福祉についての相談を行っています。

\*障がい者アンケートでは、相談先が役場の相談窓口の人が一番多くなっています。

障がい者アンケートから 困ったときの相談先（複数回答）



#### 【アンケートなどの意見】

- ・現在は自分で運転し生活しているが、今後年齢を重ね、自分で家事などの身の回りのことができなくなった時に、相談に応じてもらえるような、相談窓口が充実していると良い。
- ・障がいは一時的なものではなく、本人家族にとって、生涯付き合うものである。それを理解し、今後もっと身近な窓口であってほしい。
- ・雇用や経済面などに関しても、困った時に、気軽に相談できる窓口を充実してほしい。

(2) 施策の方向

③ 障がい者福祉の総合相談と専門的相談を充実します。

④ 障害者総合支援制度(介護給付や地域生活支援事業)を充実します。

主な事業の実績

施策・事業名 主要内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>日常生活自立支援事業</b> 日常生活に不安がある人の、福祉サービスの利用の手伝い、お金の出し入れの手伝い、日常生活に必要な事務手続きの手伝い、大切な書類の預かりを行う	なし (旧制度名： 地域福祉権利 擁護事業)	実績なし	実績なし	実績なし
<b>障害者手帳の交付</b> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障がい者 176名 知的障がい者 24名 精神障がい者 15名	身体障がい者 179名 知的障がい者 25名 精神障がい者 18名	身体障がい者 167名 知的障がい者 25名 精神障がい者 22名	身体障がい者 159名 知的障がい者 28名 精神障がい者 26名
<b>短期入所 (ショートステイ)</b> 保護者の疾病などの事情で居宅で生活できない場合に、施設に短期間入所し、必要な介護を受ける	利用状況： 知的障がい者 1名、 延べ60日	利用状況： 知的障がい者 1名、延べ4日 重症心身障がい児 1名、延べ3日	実績なし	利用状況： 知的障がい者 1名、延べ2日 身体障がい者 1名、 延べ79日

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

施策・事業名 主要内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>相談支援事業</b> 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置した相談を行う	平成 18 年度より「地域生活支援事業」として実施	(委託先) 身体・知的障がい「愛知県弥富寮」 精神障がい「七宝病院」 乳幼児「青い鳥医療福祉センター」	(委託先) 身体・知的障がい「愛厚弥富の里」 身体・知的・精神障がい「飛島村社会福祉協議会」 乳幼児「青い鳥医療福祉センター」	(委託先) 身体・知的障がい「愛厚弥富の里」 乳幼児「青い鳥医療福祉センター」
<b>障がい児・者と家族への支援</b> 障がい児・者とその家族を対象に招待し、食事をしながら家族同士で懇談しアトラクションを楽しみながら、日頃の労苦をねぎらう。	「障がい者と家族のつどい」 参加者数：71 名 (障がい者及び家族)	「障がい者と家族のつどい」 参加者数：74 名 (障がい者及び家族)	「障がい者と家族のつどい」 参加者数：59 名 (障がい者及び家族)	「障がい者と家族のつどい」 参加者数：59 名(平成 25 年度) (障がい者及び家族)

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

# 3

## 保健・医療の充実

### (1) 施策の現状と課題

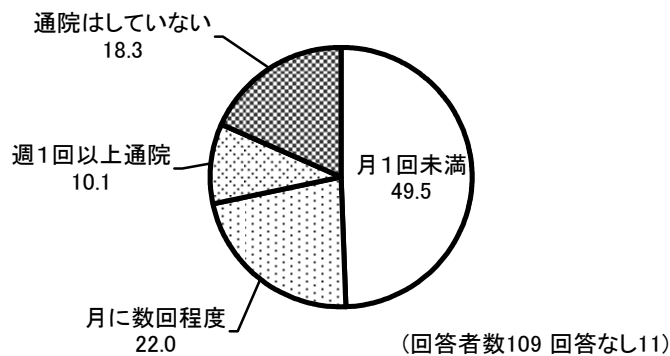
\*すこやかセンターの保健福祉課窓口において、精神障がいも含む障がい児・者の保健・医療についての相談を行っています。

\*村独自の医療費支援制度を実施しています。

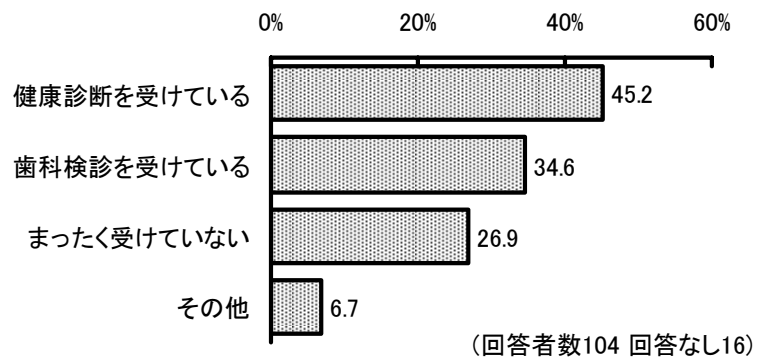
\*人工透析に通う場合の通院費補助を行っています。

\*障がい者アンケートによると、全体の9割は通院をしているため、医療の支援は重要な課題となっています。

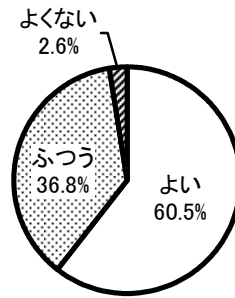
障がい者アンケートから 週の通院状況



障がい者アンケートから 健診状況 (複数回答)



障がい者アンケートから 母子通所事業「きらきら教室」の評価



(回答者数35 「知らない」とする人を除く)

(2) 施策の方向

⑤ 障がい児・者の保健・医療を充実します。

⑥ 村独自の医療費支援制度を充実します。

⑦ 療育支援体制の充実を図ります。

主な事業の実績

施策・事業名 主な内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>人工透析者の支援 (通院費補助)</b> 透析のために村外の医療機関に通院している者に対する補助	利用者数： 6名	利用者数： 8名	利用者数： 8名	利用者数： 6名
<b>障害者医療費補助</b> 重度障がい者に対する医療費の自己負担額の補助 県制度(平成26年度現在)：①身体障手帳1～3級、腎機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級、②知的障がい者IQ50以下、③自閉症候群と診断されているもの、④精神障害者保健福祉手帳1～2級 村制度：精神障害者保健福祉手帳3級	利用者数： 県制度 56名 (精神障がい含まず) 村制度 14名	利用者数： 身体障がい、知的障がい、自閉症など 県制度 68名 村制度 17名 精神障がい者 県制度 11名 村制度 4名	利用者数： 身体障がい、知的障がい、自閉症など 県制度 56名 精神障がい者 県制度 11名 村制度 4名	利用者数： 身体障がい、知的障がい、自閉症など 県制度 50名 精神障がい者 県制度 12名 村制度 2名

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

施策・事業名 主な内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>自立支援医療</b> 障がいの軽減・治療などのための医療。原則 1 割負担。所得・障がい等により負担上限あり	利用者数： (旧制度) 更生医療 5 名 (透析等) 育成医療 0 名 精神通院医療 28 名	利用者数： (現行制度) 更生医療 3 名 (透析等) 育成医療 0 名 精神通院医療 32 名	利用者数： 更生医療 3 名 (透析等) 育成医療 0 名 精神通院医療 29 名 ※平成 22 年度から対象に肝臓の機能障害が追加	利用者数： 更生医療 3 名 (透析等) 育成医療 1 名 精神通院医療 44 名
<b>日常生活用具の給付</b> 日常生活上の便宜を図るため、重度の障がい者に特殊寝台やストマ装具等を給付	利用状況： 補聴器、音声体重計・体脂肪計、車いす 各 1 件 ストマ装具 42 件	利用状況： 移動用リフト、特殊マット、特殊寝台、入浴用補助用具、電気式たん吸引器、点字図書 各 1 件 住宅改修 2 件 ストマ装具 20 件	利用状況： 音声ソフト 1 件 ストマ装具 17 件	利用状況： スロープ、トランスファーボード、トイレ用リフト、セパレートスリングシート、入浴台 1 件 ストマ装具 51 件
<b>障がい児等療育支援事業</b> 母子通園や保育所などの幼児の発達支援を行うもの（青い鳥医療福祉センター）	保育園 1 名 村立保育所 1 名の対象児	保育園 3 名 村立保育所 2 名の対象児	保育園 3 名 村立保育所 2 名の対象児	保育園 2 名 村立保育所 4 名の対象児
<b>母子通所事業 「きらきら教室」</b> 心身の発達の遅れ又はおそれのある乳幼児及び育児支援を必要とする者に集団療育することで健全な育成を図るもの	利用状況： 9 名 週 1 回実施	利用状況： 2 名 週 1 回実施	利用状況： 7 名 週 1～2 回実施（年 71 回）	利用状況： 17 名 週 1～2 回実施（80 回）
<b>福祉機器貸出事業</b> 車いす、おりたたみスロープ、四脚ステッキ、松葉杖	車いす 18 件 (高齢者・児童等も含む)	車いす 20 件 (延べ件数)	車いす 17 件、おりたたみスロープ 4 件、四脚杖 4 件 (延べ件数)	車いす 19 件 (延べ件数)

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

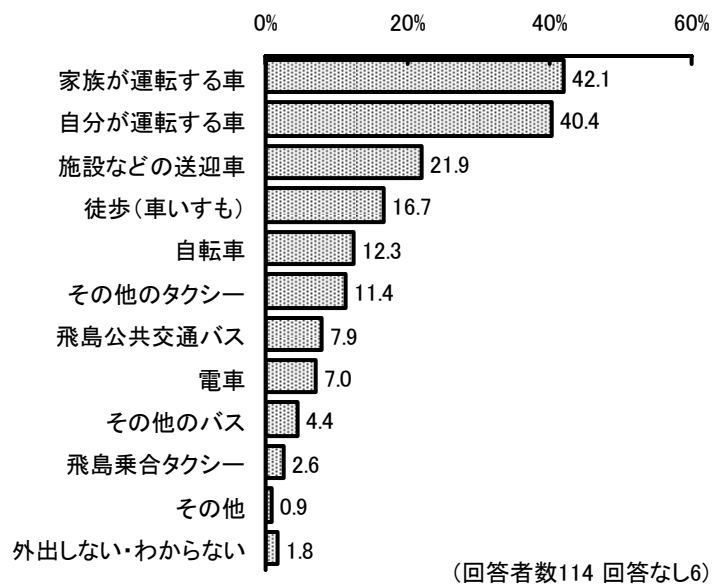
# 4

## 生活環境の整備（情報バリアフリーを含む）

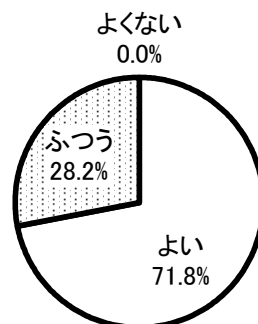
### （1）施策の現状と課題

- \*平成 26 年度から手話奉仕員養成研修事業を開始しています。
- \*村のホームページの障がい者等対応（視覚障がいのある人のためにテキスト化したり、文字を大きくしたりできること）を行っています。
- \*移送支援のため、心身障害者福祉タクシー料金を助成しています。
- \*障がい者アンケートによると必要な介助・介護の中で最も多いのは「外出の付き添い」でした。

障がい者アンケートから 交通手段（複数回答）



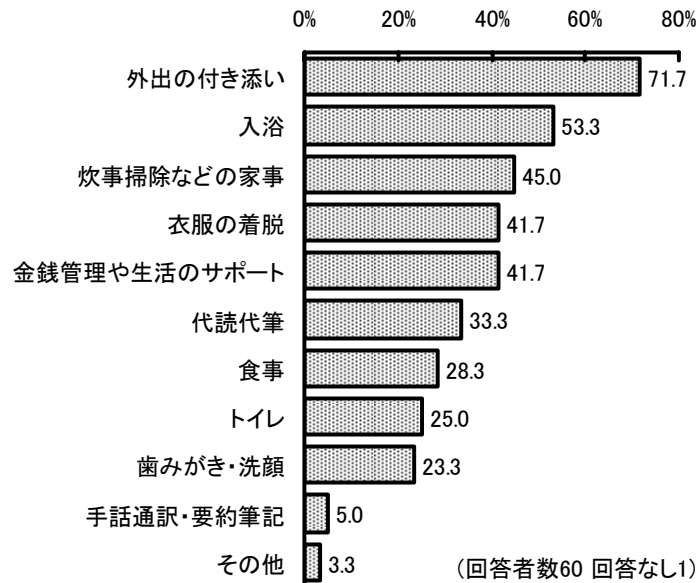
障がい者アンケートから 心身障害者タクシー料金助成の評価



(回答者数71 「知らない」とする人を除く)



## 障がい者アンケートから 必要な介助・介護



## (2) 施策の方向

⑧ 外出を支援する心身障害者福祉タクシー料金助成を継続します。

⑨ 生活支援の充実を図ります。

⑩ 村のホームページの情報アクセシビリティ※配慮や広報の音訳を行います。

※情報アクセシビリティ 視覚障がいのある人などもホームページや電子メールなどを利用できるように、説明をテキスト化したり、文字を大きくしたりできるようにすること

## 主な事業の実績

施策・事業名 主な内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>ホームページによる 情報提供</b> 飛島村公式ホームページの村政や暮らしに関する情報を随時更新	ホームページ 30 ページ分	ホームページ 約 300 ページ分	ホームページ 約 1,110 ページ分	ホームページ 約 1,200 ページ分
<b>広報の音訳</b> 広報をカセットテープに入れて配布する	実施	実施 配布 2 名	実施 配布 1 名	実施 配布 1 名
<b>公共施設の バリアフリー化</b> 公共施設への障がい 児・者に必要な設備の 設置	実施済 敬老センター (手すり、 スロープ、 駐車場、 トイレなど)	実施済	実施済	実施済
<b>心身障害者福祉 タクシー料金助成 事業</b> 基本料金+迎車料金 身体障がい者 1 級～ 3 級、知的障がい者 A ・ B 判定、精神保健福 祉手帳交付者	利用者数：24 名	利用者数：32 名	利用者数：25 名	利用者数：30 名
<b>移動支援事業</b> 社会参加などの外出 の際に付き添いを行 う	—	利用者数：3 名	利用者数：6 名	利用者数：7 名
<b>手話奉仕員養成研修 事業</b> 日常会話程度の手話 表現技術を習得した 手話奉仕員を養成す る。 弥富市・蟹江町と共同 開催。	—	—	—	修了者数：1 名 (見込み)

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

# 5

## 生活の安定と自立支援

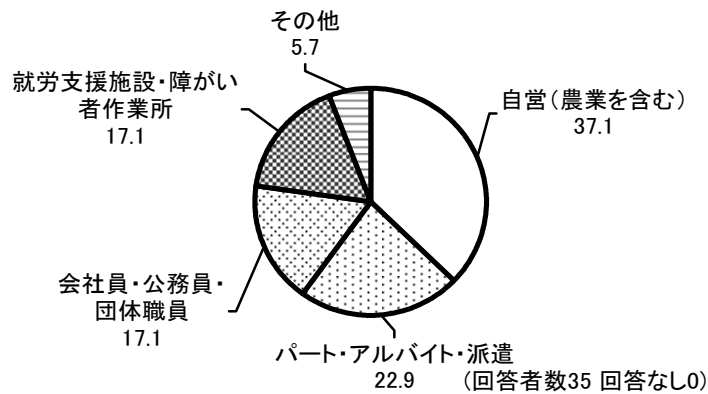
### (1) 施策の現状と課題

\* 村営小規模授産所「さくら作業所」を設置しています。しかし、働く場として、利用者の障がいの多様化により、特性に合った個別の支援が難しい状況です。

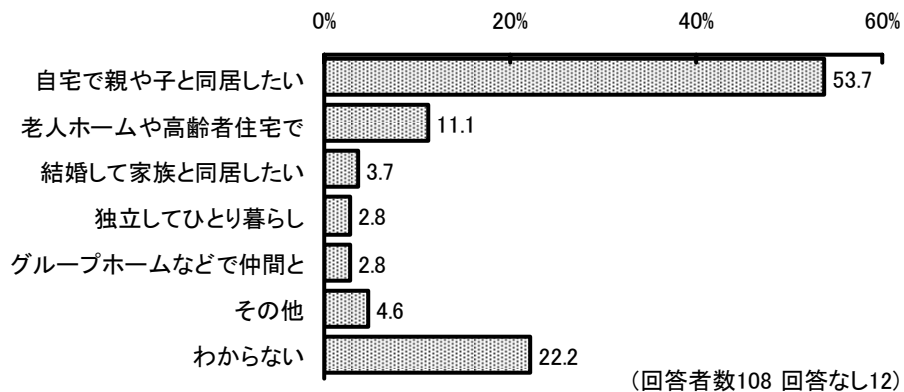
\* 生活の安定のために各種手当を支給しています。

\* アンケートなどの意見で、就労の場や生まれ育った所で暮らしていくための居住の場などが求められています。

障がい者アンケートから 現在の仕事



障がい者アンケートから 希望する将来の住まい



#### 【アンケートなどの意見】

- ・ 自宅での生活が望ましいが、支援する側の家族などが高齢であったり、介護が必要な状況になるため、グループホームなどで生活したいと思う。

(2) 施策の方向

⑪ さくら作業所の運営の充実を図ります。

⑫ 就労のための訓練や相談体制を、障がい者総合支援制度で実施します。

⑬ 居住の場であるグループホームの整備を検討します。

主な事業の実績

施策・事業名 主要内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>役場における障がい者雇用</b> 障がい者の雇用の促進に関する法律に基づく義務	相談のみ (身体障がい者 1名)	相談・採用なし	相談・採用なし	相談・採用なし
<b>作業所の管理・運営</b> 心身障害者小規模授産所「さくら作業所」	定員 10 名 利用者数 5 名 (身体障がい者 3 名 知的障がい者 1 名 精神障がい者 1 名) 利用日 週 5 日	定員 10 名 利用者数 4 名 (身体障がい者 3 名 知的障がい者 1 名) 利用日 週 5 日	定員 10 名 利用者数 6 名 (身体障がい者 3 名 知的障がい者 3 名) 利用日 週 5 日	定員 10 名 利用者数 6 名 (身体障がい者 2 名 知的障がい者 4 名) 利用日 週 5 日
<b>グループホーム (共同生活援助)</b> 主に夜間において日常生活上の支援を受けながら、障がい者が共同生活する。	利用者数： 知的障がい者 1 名 精神障がい者 1 名 利用施設： 2 か所	利用者数： 知的障がい者 1 名 精神障がい者 1 名 利用施設： 2 か所	利用者数： 知的障がい者 1 名 精神障がい者 1 名 利用施設： 2 か所	利用者数： 知的障がい者 2 名 精神障がい者 1 名 利用施設： 3 か所

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

施策・事業名 主な内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>生活福祉資金貸付事業</b> 更生資金、福祉資金、住宅資金の貸付(障がい者への貸付資金)	なし	生活福祉資金緊急小口の貸付 1件	なし	なし
<b>特別児童扶養手当</b> 国制度 ①IQ35 以下程度または身障 1～2 級程度、または同程度の障がいまたは病状を有する方 ②IQ50 以下程度または身障 3 級(4 級の一部含む)程度、または同程度の障がいまたは病状を有する方 年齢は 20 歳未満	対象者：7 名	対象者：8 名	対象者：6 名	対象者：9 名
<b>特別障害者手当</b> 国制度 ①身障 2 級以上の障がい重複、②身障 2 級以上で IQ20 以下または常時介護を要する精神障がい、③身障 2 級以上または IQ20 以下または常時介護を要する精神障がい、身障 3 級相当の障がいを 2 つ有する方、④身障 2 級以上又は IQ20 以下又は同程度の障がい症状で日常生活でほぼ全面介護が必要な方 年齢は 20 歳以上	対象者：3 名	対象者：4 名	対象者：3 名	対象者：2 名
<b>在宅重度障害者手当</b> 県制度 ①身障 1～2 級、②IQ35 以下(A 判定)、③身障 3 級で IQ50 以下(B 判定)	対象者：57 名	対象者：66 名	対象者：54 名	対象者：50 名
<b>心身障害者扶助料</b> 村制度 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で身障及び療育手帳の交付を受けている者(施設入所者を除く)。 年齢制限なし	対象者：184 名	対象者：211 名	対象者：204 名	対象者：197 名

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

# 6

## 保育・教育の充実

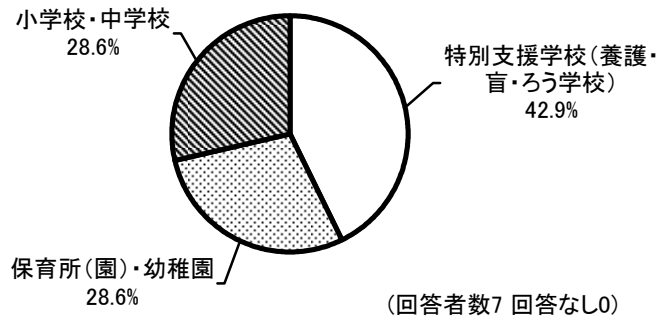
### (1) 施策の現状と課題

\* 小学校・中学校での障がい児教育を実施し、村独自の支援をしています。

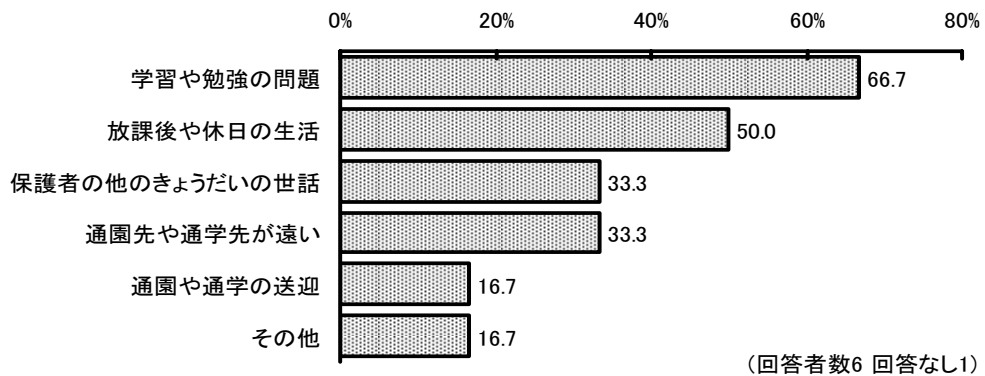
\* 小学校・中学校では、福祉学習の実施による理解の促進を行っています。

\* 放課後や休日などの活動の場が求められています。

障がい者アンケートから 通っている学校など



障がい者アンケートから 通園・通学、学校の生活で困ること



#### 【アンケートなどの意見】

- ・ 子育てと仕事の両立をするためにも、放課後等児童デイサービスなどのサービスを利用していきたい。

(2) 施策の方向

⑭ 小学校・中学校での障がい児教育を実施し、  
村独自の支援を充実します。

⑮ 障がい児・者が生涯教育に参加しやすい対策を  
講じます。

⑯ 障がい児の放課後や休日等の活動の場の整備を  
検討します。

主な事業の実績

施策・事業名 主要内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>保育園・保育所における障がい児の受け入れ</b> 保育園・保育所において、保育士の加配などを行いながら、障がい児の保育を行う	—	保育園 0名 村立保育所 3名(手帳なし)	保育園 2名(手帳なし) 村立保育所 3名 (手帳あり1名 手帳なし2名)	保育園 2名 (手帳あり1名 手帳なし1名) 村立保育所 4名 (手帳あり2名 手帳なし2名)
<b>小学校における障がい児の受け入れ</b> 特別支援学級の設置	知的障がい 1組 情緒障がい 1組 計3名	知的障がい 1組 計3名	知的障がい 1組 計1名	知的障がい 1組 情緒障がい 1組 計2名
<b>中学校における障がい児の受け入れ</b> 特別支援学級の設置	知的障がい 1組 計2名	知的障がい 1組 計1名	知的障がい 1組 計1名	知的障がい 1組 計1名
<b>地域活動支援・日中一時支援事業</b> 特別支援学校の放課後など、日中に障がい児者を預かって活動の場を提供し、家族を支援する	地域活動支援事業(旧制度) 1名 日中一時支援事業(旧制度) 1名	地域活動支援事業 1名 日中一時支援事業 1名	地域活動支援事業 2名 日中一時支援事業 2名	地域活動支援事業 1名 日中一時支援事業 3名

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

# 7

## 文化・スポーツ活動の推進

---

### (1) 施策の現状と課題

\*総合体育館、温水プールをバリアフリー化し、障がい児・者がスポーツに参加しやすくしています。

\*障がい児・者を含む社会福祉団体の行事で、村有バスを使用するなどの支援をしています。

\*障がい児・者の社会参加を促進するため、芸術鑑賞会や温水プールの入場料を減額しています。

#### 【アンケートなどの意見】

・平日は仕事があるため参加できない。休日にもイベントが開催されると良い。



(2) 施策の方向

①⑦ スポーツ施設や文化施設のバリアフリー化を進めます。

①⑧ 村有施設等の利用や貸出について、障がい児・者の関わる社会福祉団体の行事を支援します。

①⑨ 障がい児・者の社会参加を促進するため、村が主催する有料事業や村有料施設の低料金化を支援します。

主な事業の実績

施策・事業名 主な内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>社会教育施設のバリアフリー化</b> 中央公民館	中央公民館の トイレ改修 (1か所)	—	—	中央公民館・ホールのトイレ改修 (各階改修済)
<b>社会教育施設における障がい児者の受け入れ</b> 芸術鑑賞会・温水プール	「芸術鑑賞会」： 障がい児・者の入場料の減額 温水プール： 障がい児・者の使用料の減額・免除	「芸術鑑賞会」： 入場料減額の実施 障がい者席の確保 温水プール： 減免の実施	「芸術鑑賞会」： 入場料減額の実施 障がい者席の確保 温水プール： 減免の実施	「芸術鑑賞会」： 入場料減額の実施 障がい者席の確保 温水プール： 減免の実施
<b>村有バスの貸出し</b> 障がい児者団体等の行事に村有バスを貸出します	実施	実施	実施	実施

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

# 8

## 安心・安全

### (1) 施策の現状と課題

\*災害時において、障がい児・者が円滑かつ迅速に避難できるよう災害時要配慮者支援体制構築マニュアルを活用した体制づくりを進めています。

\*各関係機関と連携し、災害時の支援体制を見直します。

【アンケートなどの意見】

・障がい者の避難所について整備を進めてほしい。また、障がい者の避難を想定した訓練も検討してほしい。

### (2) 施策の方向

**20** 災害時において、障がい児・者が円滑かつ迅速に避難できるよう対策を実施します。

#### 主な事業の実績

施策・事業名 主な内容	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
<b>災害時における障がい児・者など弱者対策</b> 飛島村地域防災計画 (風水害等災害対策・地震災害対策計画) 災害時要配慮者の安全対策計画	市町村災害弱者支援体制マニュアルにそって、左記計画を策定	—	台帳整備の準備	市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル(H26改訂)に沿って台帳整備 (毎年更新)
<b>緊急通報システム事業</b> 在宅ひとり暮らし老人及び身体障がい者への緊急通報システムの貸出	実施	実施 貸出 11 名	実施 貸出 12 名	実施 貸出 14 名

※平成 26 年度については、特に明記がないものは 12 月末現在の実績

## 第2部 飛島村障害福祉計画

# 第 1 飛島村障害福祉計画の概要

## 1 飛島村としての考え方

本計画は、次の3つの考え方を基に策定し、本村の自立支援施策を進めていくこととします。

### ①障がい者の地域生活と自立を支援すること

グループホームに住むことや、一般就労することなどの地域生活を支援します。

### ②本村の実情にあった障害総合支援制度を充実すること

本村の障がい児・者と家族および福祉事業所などの意見を聞いて、近隣の市町と連携・調整し、必要な総合支援を行います。

### ③身体・知的・精神・難病・発達障がいの総合的な支援を行うこと

精神障がい、難病また自閉症などの発達障がいを含めた総合支援を充実します。

## 2 計画の期間

第4期計画の期間は平成27年度から開始し、平成29年度を目標年とした計画です。

## 3 計画の進行管理

保健福祉課が各年の計画の進行管理を行います。

## 4 連携調整について

計画の実施や必要な事業の実施については、近隣の市町と連携・調整を図ります。

## 5 福祉計画の体系

### 障がい福祉サービス

#### 訪問系

居宅介護  
重度訪問介護  
行動援護  
同行援護  
重度障害者等包括支援

#### 日中活動系

生活介護  
就労移行支援  
就労継続支援（A型）  
就労継続支援（B型）  
短期入所  
療養介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）

#### 居住系

共同生活援助（グループホーム）  
施設入所支援

#### 相談支援

計画相談支援  
地域移行支援  
地域定着支援

#### 障がい児支援

障害児通所支援  
障害児相談支援

### 地域生活支援事業

#### 必須事業

理解促進研修・啓発事業  
自発的活動支援事業  
相談支援事業  
成年後見制度利用支援事業  
成年後見制度法人後見支援事業  
意思疎通支援事業（手話通訳要約筆記等）  
手話奉仕員養成研修事業  
日常生活用具給付等事業  
移動支援事業（ガイドヘルパー等）  
地域活動支援センター機能強化事業

#### 任意事業

日中一時支援  
訪問（移動）入浴サービス  
更生訓練費給付事業  
自動車運転免許取得・改造費助成

## 第2 障がい福祉サービスの実績・見込量

### 1 訪問系サービス

#### サービス内容の説明

##### 「居宅介護」

ホームヘルパーによる自宅での家事援助や身体介護。

##### 「重度訪問介護」

重度身体障がい者が利用する長時間の介護で、外出の支援などを含む。

##### 「行動援護」

知的障がい者や精神障がい者の外出等に付き添うなどの行動の援護。

(知的障がい者等ガイドヘルパー)

##### 「同行援護」

視覚障がい者等の外出等に付き添うなどの行動の援護。

(視覚障がい者ガイドヘルパー)

##### 「重度障害者等包括支援」

A L S患者（全身が動かなくなる難病）等のように非常に重度の障がい者が利用する長時間の介護。

#### 現況と今後の見込

訪問系サービスは、居宅介護（ホームヘルパーによる自宅での家事援助や身体介護など）などのサービスです。平成26年10月現在2人が利用しています。

今後は、利用者が増え、あるいは利用回数が安定するなど、利用量が増加していくことが考えられます。村内・近隣の事業者により、適切にサービスが提供されるよう利用体制の整備を図ります。

		実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問系サービス全体	(平成) 利用量	34時間	34時間	18時間	40時間	40時間	60時間
	実利用者	2人	2人	2人	3人	3人	4人

※実績は各年度10月、見込量は1か月分。

## 2 日中活動系サービス

---

### サービス内容の説明

#### 「生活介護」(デイサービス)

日中、施設において生活の支援や身体介護を受ける。

#### 「就労移行支援」

一般就労等への移行に向けた実習や求職活動、職場定着の支援。

#### 「就労継続支援(A型)」

雇用契約を結び、施設内で就労や訓練を行う。

#### 「就労継続支援(B型)」

障がい者が施設内で就労を続けることを支援。

#### 「短期入所」(ショートステイ)

一時的に施設に宿泊し介助・介護を受ける。

#### 「療養介護」

常時介護、医療的ケアを要する障がい者の介護サービス。

#### 「自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)」

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。

### 現況と今後の見込

近年の利用は、利用者数・利用量が概ね一定となっていますが、就労継続支援利用者が徐々に増加しています。

なお、平成26年10月現在、日中活動系サービスを提供する事業所は、村内にありません。

今後は、利用者・利用量ともに増加していくことが考えられます。村内・近隣の事業者により、適切にサービスが提供されるよう利用体制の整備を図ります。

		実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(平成)							
生活介護 (デイサービス)	利用量	132人日	132人日	155人日	168人日	168人日	189人日
	実利用者	6人	6人	7人	8人	8人	9人
就労移行 支援	利用量	46人日	46人日	0人日	0人日	22人日	44人日
	実利用者	2人	2人	0人	0人	1人	2人
就労継続 支援A型	利用量	0人日	0人日	66人日	54人日	54人日	72人日
	実利用者	0人	0人	3人	3人	3人	4人
就労継続 支援B型	利用量	24人日	28人日	66人日	76人日	76人日	95人日
	実利用者	2人	2人	3人	4人	4人	5人
短期入所 (ショートステイ)	利用量	0人日	0人日	2人日	10人日	10人日	15人日
	実利用者	0人	0人	1人	2人	2人	3人
療養介護	実利用者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自立訓練 (機能訓練)	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※実績は各年度10月、見込量は1か月分。 単位：人日は、1月あたりの延べ利用日数。



### 3 居住系サービス

#### サービス内容の説明

「共同生活援助」（グループホーム）

支援等を受けながら、障がい者が数人で生活する。

※平成 26 年 4 月より「ケアホーム」はグループホームに統一されました。

「施設入所支援」

重度の障がい者が施設に入所して、夜間の生活介護等を受ける。

#### 現況と今後の見込

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）や、障がい者が重度な人が介護や生活の支援を受けて生活する障がい者支援施設への入所です。平成 26 年 10 月現在、グループホームが 2 人、施設入所支援が 6 人、あわせて 8 人が利用しています。

本計画の目標として、施設入所者の地域生活への移行の推進を掲げていますが、居住系サービスを必要とする人が利用できるよう体制を確保する必要があります。

共同生活援助（グループホーム）については、将来的に、村内・近隣の事業者により適切にサービスが提供される体制づくりに努めます。

		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	(平成)						
共同生活援助（グループホーム） （実績にはケアホーム含む）	実利用者	4 人	3 人	2 人	3 人	3 人	3 人
施設入所支援	実利用者	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人	5 人

※実績は各年度 10 月、見込量は 1 か月分。

## 4 サービス等利用計画

### サービス内容の説明

#### 「サービス等利用計画」

障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者、又は障がい児を対象として、サービス等利用計画の作成やモニタリングなどケアマネジメントを行う。

#### 「地域移行支援」

施設に入所している障がい者、又は精神科病院等に入院している精神障がい者を対象として、地域での生活に移行するための活動に関する相談等を行う。退所・退院後6か月を支援の期間（更新あり）とする。

#### 「地域定着支援」

居宅で単身、又は家族等による支援を受けにくい障がい者を対象として、常時の連絡・支援体制を確保するもので、1年間を支援の期間（更新あり）とする。

### 現況と今後の見込

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）は、施設や病院を退所・退院後の相談を行うものですが、現在は利用者がありません。

本村では施設利用者や病院入院者の絶対数が少なく、現在のところ、地域相談支援を希望する対象者がおりません。しかし、今後も施設等と連携を密にし、地域相談支援の希望がある場合に対応できる体制整備について検討します。

			実績			見込量		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		(平成)						
障がい福祉サービス利用者（参考）		実利用者	18人	19人	20人	21人	21人	25人
計画相談支援人数		実利用者	0人	1人	2人	2人	2人	4人
地域 相談 支援	地域移行支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	地域定着支援	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※実績は各年度10月、見込量は1か月分。

## 5 障がい児支援

---

### サービス内容の説明

#### (1) 障害児通所支援

##### 「児童発達支援」

障害児通園施設などへの通所。

##### 「放課後等デイサービス」

放課後や夏休み等のデイサービス。

##### 「保育所等訪問支援」

児童指導員や保育士などの保育所訪問による支援。

##### 「医療型児童発達支援」

医療型児童発達支援施設への通所。

#### (2) 障害児相談支援

障害児支援利用計画の作成やモニタリング。

### 現況と今後の見込

障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法を根拠に一元化されました。

障がい児の子育てを行いながら就労も続けたいと希望する、障がい児の親のニーズの変化などから、放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向です。しかし、村内に放課後等デイサービス事業者は無く、近隣の事業者へ通所している状況です。生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の適切な支援をするために、放課後等デイサービス事業の利用体制について整備を検討していきます。

村内の保育所等に在園している障がい児は、平成 26 年 12 月現在 6 名（手帳なしの子ども含む）で、近年増加傾向です。今後、保育所等訪問支援事業の利用は増大すると予想されます。

また、障がい児の子育てに関する保護者のニーズも多様化しています。障害児計画相談を通じて、障がい児の生活と将来の希望に合った適切な支援へつなげていくことが重要となっています。

		実績			見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(平成)							
児童発達支援	利用日数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実利用者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等 デイサービス	利用日数	6人日	36人日	42人日	56人日	56人日	64人日
	実利用者	1人	3人	6人	7人	7人	8人
保育所等訪問 支援	利用日数	0人日	0人日	0人日	2人日	2人日	2人日
	実利用者	0人	0人	0人	2人	2人	2人
医療型児童発達 支援	利用日数	0人日	3人日	2人日	1人日	1人日	1人日
	実利用者	0人	1人	1人	1人	1人	1人
障害児相談支援	実利用者	0人	0人	0人	2人	2人	3人

※実績は各年度 10 月、見込量は 1 か月分。

## 第3 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の実情に応じて市町村が実施する様々な事業です。

### (1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい児・者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

本村ではこれまで実施してきた啓発事業を理解促進研修・啓発事業と位置づけ、今後も継続していきます。(飛島村障害者福祉計画「1 啓発・広報」参照)

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援です。

本村ではこれまで実施してきた団体等支援を自発的活動支援事業と位置づけ、今後も継続していきます。

### (2) 相談支援事業

「相談支援事業」は、障がい児・者の相談、虐待予防、権利擁護等を行うものです。(ここでは、市町村・圏域を単位として支援を行う相談所・相談センターの設置について記述します。)

総合的な窓口として、飛島村すこやかセンター内保健福祉課にて相談を受けています。専門的な相談については、身体障がい・知的障がいは(福)愛知県厚生事業団「愛厚弥富の里」、身体障がい・知的障がい・精神障がいは(福)「飛島村社会福祉協議会」(平成26年10月現在廃止中)、障がい児は「青い鳥医療福祉センター」で実施しています。

地域生活においては、身体障害者相談員・知的障害者相談員が重要な役割を担っています。地域住民どうして相談しやすい仕組みづくりを検討し、「海部南部障害者自立支援協議会」での支援会議や、上記の専門的な相談支援機関につなげやすい体制づくりを推進します。

また、「飛島村社会福祉協議会」等、村内での専門的な相談を行うために、必要な相談員の確保に努めます。

## 現況

地域生活支援事業の相談事業は、平成 26 年 10 月現在すこやかセンターを含む 3 か所で実施しています。

(平成)	24 年度	25 年度	26 年度
障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	3 か所
基幹相談支援センター	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	—	—
住宅入居等支援事業	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	0 人

※設置か所数 平成 26 年 10 月現在

### (3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

---

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる障がい者が、同制度の利用に要する補助を受けやすくする「成年後見制度利用支援事業」を実施できる体制を今後も継続していきます。

また、成年後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を作り、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行う「成年後見制度法人後見支援事業」について、将来的に整備を検討していきます。

### (4) 意思疎通支援（コミュニケーション支援）事業・手話奉仕員養成研修事業

---

「意思疎通支援事業」は、手話通訳者・要約筆記者を派遣するものです。

手話通訳者は（社）愛知県聴覚障害者協会に、要約筆記者は（社）愛知県身体障害者福祉団体連合会に委託し、利用者負担額は無料としています。

また、平成 26 年度から近隣市町村と合同で、手話奉仕員養成研修を実施しています。

## 現況

平成 26 年 10 月現在、手話通訳者等の利用はありません。手話奉仕員養成研修を近隣市町村で合同開催しています。

(平成)	24 年度	25 年度	26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0 件	0 件	0 件
手話通訳者設置事業	—	—	—
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	—	—	1 人

※年間数 平成 26 年度においては、10 月までの実績と見込を合計した数値。

## (5) 日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」は、ストマ用装具をはじめ生活に必要な様々な用具の給付を行うものです。

今後も給付水準を維持するとともに、近隣の市町と連携・調整を行いながら、品目の選定や給付期間の充実に努めます。利用者負担額は、費用額の 1 割とし、住民税非課税世帯・生活保護世帯は無料（一定の限度内）とします。

(主な給付品目)

- ・ 介護・訓練支援用具  
特殊寝台、歩行補助つえ、特殊マット、移動用リフト、体位変換器 など
- ・ 自立生活支援用具  
携帯用会話補助装置、火災警報器、自動消火器、電磁調理器 など
- ・ 在宅療養等支援用具  
酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器 など
- ・ 情報・意思疎通支援用具  
盲人用時計、点字器、点字用タイプライター、視覚障害者用拡大読書器 など
- ・ 排泄管理支援用具  
ストマ用装具 など

現況

日常生活用具の利用件数は、全体的に増加傾向となっています。

介護・訓練支援用具は移動リフト等を支給しました。また排泄管理支援用具ではストマ用装具、おむつ等が年々増加しています。

(平成)	24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	0件	0件	5件
自立生活支援用具	0件	0件	0件
在宅療養等支援用具	0件	2件	0件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	0件
排泄管理支援用具	27件	43件	67件
居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件
合計	28件	45件	72件

※年間件数 平成26年度においては、10月までの実績と見込を合計した数値。

(6) 移動支援事業

「移動支援事業」は、社会生活に必要な外出や余暇活動等の社会参加の際に、ガイドヘルプなどの付き添いなどを利用するものです。利用者負担額は、費用額の1割とし、住民税非課税世帯・生活保護世帯は無料（一定の限度内）とします。

現況

平成26年に利用人数が増加しています。余暇活動の充実等のために近隣事業所を利用する方が増えてきました。移動支援事業について、徐々に制度が浸透しつつあると思われます。

	(平成)	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	利用時間数	710時間	781時間	710時間
	実利用者	4人	4人	7人

※年間利用人数及び時間数

平成26年度においては、10月までの実績と見込を合計した数値。



## (7) 地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター」は、障がい者が介護を受けながら作業や趣味の活動を行う場であり、余暇活動や創作的活動などを行うものです。利用者負担額は、費用額の1割で、住民税非課税世帯・生活保護世帯は無料（一定の限度内）です。

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターを、専門職員（精神保健福祉士等）を配置したⅠ型、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するⅡ型、障害者団体等が実施するⅢ型などに強化分類していく目的の事業です。

### 現況

この数年間で利用者数、利用か所数に変化はありませんが、継続した利用ニーズがあることが分かります。また、村内に地域活動支援センター事業所は無いため、近隣事業所を利用している状況です。

(平成)		24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター事業	か所数	2か所	2か所	2か所
	実利用者	1人	1人	1人

※年間利用者数と利用か所数 平成26年10月現在

## (8) 日中一時支援

「日中一時支援」は、日中家族が介護できない時に障がい児・者を一時的に施設で介護するものです。障がい児・者を介護している家族の就労支援等や一時的な休息を目的に、日中における障がい児・者の活動の場を確保します。利用者負担額は、費用額の1割とし、住民税非課税世帯・生活保護世帯は無料（一定の限度内）とします。

現況

日中一時支援は、人数、利用回数ともに増加しています。

近年は、障がい児の利用ニーズも見受けられます。子育てと仕事の両立を目指す保護者が増え、本サービスを活用する傾向があります。

(平成)		24年度	25年度	26年度
日中一時支援	利用回数	34回	52回	172回
	実利用者	1人	2人	3人

※年間利用人数及び利用回数

平成26年度においては、10月までの実績と見込を合計した数値。

(9) その他の事業

地域生活支援事業の市町村任意事業として、移動入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業（身体障害者用自動車改造費助成事業）を実施できる体制を整えています。

現況

移動入浴サービスは、利用者の健康の増進及びその家族の介護の軽減を図ることを目的としています。また、自動車改造費助成は、利用者の活動範囲を広げる一助となっています。

(平成)		24年度	25年度	26年度
訪問（移動）入浴サービス	利用回数	0回	0回	60回
	実利用者	0人	0人	1人
更生訓練費給付事業		0件	0件	0件
自動車改造費助成		0件	1件	1件

※年間人数及び件数

平成26年度においては、10月までの実績と見込を合計した数値。

## 第 4 実績及び見込量一覧

### ＜障がい福祉サービス・障がい児支援＞

			実績			見込量		
			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	利用時間	34 時間	34 時間	18 時間	40 時間	40 時間	60 時間
		実利用者	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	4 人
障がい福祉サービス	生活介護	利用日数	132 人日	132 人日	155 人日	168 人日	168 人日	189 人日
		実利用者	6 人	6 人	7 人	8 人	8 人	9 人
	就労移行支援	利用日数	46 人日	46 人日	0 人日	0 人日	22 人日	44 人日
		実利用者	2 人	2 人	0 人	0 人	1 人	2 人
	就労継続支援（A型）	利用日数	0 人日	0 人日	66 人日	54 人日	54 人日	72 人日
		実利用者	0 人	0 人	3 人	3 人	3 人	4 人
	就労継続支援（B型）	利用日数	24 人日	28 人日	66 人日	76 人日	76 人日	95 人日
		実利用者	2 人	2 人	3 人	4 人	4 人	5 人
	短期入所福祉型	実利用者	0 人	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	短期入所医療型	実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	療養介護	実利用者	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	自立訓練（機能訓練）	利用日数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	利用日数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
居住系	グループホーム	実利用者	4 人	3 人	2 人	3 人	3 人	3 人
	施設入所支援	実利用者	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人	5 人
相談支援	計画相談支援	実利用者	0 人	1 人	2 人	2 人	2 人	4 人
	地域移行支援	実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	地域定着支援	実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
障がい児支援	児童発達支援	利用日数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		実利用者	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	放課後等デイサービス	利用日数	6 人日	6 人日	42 人日	56 人日	56 人日	64 人日
		実利用者	1 人	3 人	6 人	7 人	7 人	8 人
	保育所等訪問支援	利用日数	0 人日	0 人日	0 人日	2 人日	2 人日	2 人日
		実利用者	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人
	医療型児童発達支援	利用日数	0 人日	3 人日	2 人日	1 人日	1 人日	1 人日
実利用者		0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
相談支援	障害児相談支援	実利用者	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	3 人

※実績は各年度 10 月の数値。見込量は 1 か月分。

＜地域生活支援事業＞

		実績			見込量			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
(平成)								
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	相談支援事業	障害者相談支援事業	4か所	4か所	3か所	4か所	4か所	4か所
		基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	無
		基幹相談支援センター等機能強化事業	—	—	—	—	—	—
		住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
	成年後見	成年後見制度利用支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	1人
		成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	—	—	検討
	意思疎通支援等	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件	0件	0件	1件
		手話通訳者設置事業	—	—	—	—	—	—
		手話奉仕員養成研修事業(修了者数)	—	—	1人	1人	1人	1人
	日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具	0件	0件	5件	1件	1件	1件
		自立生活支援用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
		在宅療養等支援用具	0件	2件	0件	0件	0件	1件
		情報・意思疎通支援用具	1件	0件	0件	0件	0件	1件
		排泄管理支援用具	27件	43件	67件	67件	67件	67件
		居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件
		合計	28件	45件	72件	68件	68件	70件
	移動支援事業	利用時間	710時間	781時間	710時間	790時間	790時間	810時間
		実利用者	4人	4人	7人	7人	7人	8人
地域活動支援センター強化事業		—	—	—	—	—	—	
地域活動支援センター	か所数	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所	2か所	
	実利用者	1人	1人	1人	1人	1人	2人	
任意事業	日中一時支援	利用回数	34回	52回	172回	180回	200回	200回
		実利用者	1人	2人	3人	3人	4人	4人
	訪問(移動)入浴サービス	利用回数	0回	0回	60回	30回	30回	30回
		実利用者	0人	0人	1人	1人	1人	1人
	更生訓練費給付事業		0件	0件	0件	0件	0件	0件
	自動車改造費助成		0件	1件	1件	0件	0件	1件

※平成26年度については10月までの実績と見込を合計した数値。見込量は1年分。

## 第5 平成29年度における目標値

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

近年、福祉施設入所者数は増加傾向にあります。訪問系・日中活動系の障がい福祉サービスのほか、グループホームなどの確保や体制整備の推進に取り組み、地域生活への移行を目指します。

項目	合計	参考
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	5人	
平成26年4月時点の施設入所者数	6人	
平成18～25年度の地域生活移行者数	0人	入所施設から退所し、自宅やグループホーム(ケアホーム含む)での生活を開始した者。
【目標値】平成29年度末の施設入所者数(B)	5人	《国の考え方》 平成25年度末を基準時点とし、平成29年度末を終了時点として、12%以上が地域生活へ移行するとともに、4%以上入所者数を削減することを基本とする。
【目標値】削減見込(A-B)	0人	なお、平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。
【目標値】地域生活移行者数	1人	

本村においても、地域生活への移行の推進を目指しているところですが、現時点では十分な基盤を確保できず、当面は施設入所者数が増加せざるを得ない現状です。

なお、削減見込は0人となっていますが、平成26年4月時点入所者数は6人より、平成29年度末には1名削減予定とし、4%以上の削減を見込んでいます。

また、グループホームについては、中長期的に村内・近隣の事業者により適切にサービスが提供される体制づくりに努めます。

### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

平成24年度時点から一般就労に移行した事例は把握されていません。

就労継続支援や就労に向けた相談支援が適切に行われるよう、就労支援体制の確保・整備の推進に努めます。

また、就労移行支援事業所は村内にはありませんが、平成23年10月に、海部障害者就業・生活支援センターが開設されております。海部圏域障害者就労支援ネットワーク会議や公共職業安定所(ハローワーク)、商工団体等関係機関と連携を図りながら、雇用・就労の支援に努めます。

項目	数値	参考
平成 24 年度の 年間一般就労移行者数	0 人	就労継続支援や旧法授産施設等の福祉施設利用者のうち一般就労を開始した者。
平成 25 年度の 就労移行支援事業所利用者数	2 人	
平成 26 年度の福祉施設（日中活動系サービス）利用者数 （10 月 実人数）	14 人	生活介護（7 人）、就労移行支援（0 人）、就労継続 A（3 人）、就労継続 B（3 人）、療養介護（1 人）
【目標値】平成 29 年度の 年間一般就労移行者数	1 人	《国の考え方》 一般就労への移行を推進 ・就労継続支援事業のうち B 型（非雇用型）に対する A 型（雇用型）の利用者の割合を高める。目標値は、平成 24 年度実績の 2 倍を基本とする。 ・就労移行支援事業利用者数の目標値は、平成 25 年度実績の 1.6 倍を基本とする。
【目標値】平成 29 年度の利用者 ・就労移行支援事業	2 人	
・就労継続支援（A 型）	4 人	
・就労継続支援（B 型）	5 人	

なお、本村においては、就労年齢層の障がい者数が比較的少なく、また農業等による就労の機会が多い状況です。就労移行支援事業所利用者は、平成 26 年度が 0 人であることから、平成 29 年度の就労移行支援事業所利用者の目標値は 2 人が適切であると考えます。

また村内に就労移行支援事業所がないため、就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合が 5 割以上という国の基本指針に基づく成果目標は設定しませんが、事業所の誘致等に向けて検討します。

### （3）その他

#### ①入院中の精神障がい者の地域生活への移行

退院希望者の相談体制の整備を検討します。

#### ②地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化、親なき後を見据え、地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までの整備に向けて検討を進めます。

##### 【国の考え方】

障害者の地域生活を支援する拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 29 年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つの拠点を整備。

#### ③虐待防止

地域ネットワークを活用し、虐待の早期発見、見守り等適切な支援に努めます。

#### ④計画相談支援

サービス受給者の計画に関し、各計画相談の内容の充実に向けて、相談支援専門員をはじめとする関係者の連携強化に努めます。

## 第 6 計画実施の留意点及び推進体制等

### 1 計画実施の留意点及び推進体制の概要

#### ● 当事者への情報提供と住民への啓発

既存の制度・サービスの内容や利用方法についての情報提供の充実に努めます。村内の関係者は知人・近隣でもあるために相談しにくいという指摘が、これまでもありました。海部南部障害者自立支援協議会をはじめとする広域的な機関と協力しながら、様々なところで相談したり情報を得たりすることができる体制づくりに努める必要があります。

障がい児・者の皆さんが地域で暮らしやすくするには、地域住民の皆さんの理解や様々な場面での協力が欠かせません。学校や地域における福祉・人権教育、ボランティア活動の推進に努めます。

#### ● 苦情への対応

本村のような小さな地域では、日常的に利用可能なところに立地する障がい福祉サービスの事業所数が限られています。そのため、苦情などを言いにくいという指摘が、これまでもありました。海部南部障害者自立支援協議会、愛知県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会などと協力しながら、福祉サービスに関する利用者などからの苦情に対応していきます。

#### ● 制度の変更などの情報提供

難病の方などが計画の対象者に加わるなど、障がい福祉サービスの対象や内容が変化しています。村内や近隣の専門職員・機関とともに情報を収集するとともに、本村の障がい者の皆さんに分かりやすい情報提供に努めます。

#### ● 虐待対策や差別禁止の方策

平成 24 年施行の障害者虐待防止法への対処、また平成 25 年公布の障害者差別解消法の平成 28 年施行を見据えて、虐待などの早期発見、見守りネットワークの検討、人権施策としての障がい者福祉の推進の検討を行います。

#### ● 飛島村障害者福祉計画等策定委員会

本計画及び障害者福祉計画の進捗状況は、飛島村障害者福祉計画等策定委員会により点検・評価し、次回の計画改定に反映させていきます。

## 2 海部南部障害者自立支援協議会

### 海部南部障害者自立支援協議会の組織と役割

共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協働する地域の関係者によるネットワークです。

#### 全体会

地域におけるニーズ、課題等についての協議及び調整等を行い、地域としての基本的な方針や施策提案等について、協議会全体として意思確認を行う。



定例会、運営会議等からの報告を受け、地域の課題や施策提案等について全体で確認する場

#### 定例会、運営会議

個別の支援会議で確認したケースの取り扱いや地域の現状・課題等について、地域の関係者が定期的に情報共有を行う。

個別支援会議をうけてニーズ・課題・困難ケース等の協議及び調整をする。地域の課題について、情報を共有し、具体的に協議をする。自立支援協議会の運営の方向性や地域づくりに係る戦略を協議する。

- ・ケース検討会（困難）、サービス情報の共有化
- ・地域の課題の抽出、解決
- ・社会資源の開発（支援）
- ・圏域アドバイザーとの連携
- ・地域への啓発活動（広報、ホームページ、講演会など）

#### 個別の支援会議

具体的な個別ケースを検討し、支援内容・課題等を議論する。  
（本人を中心に関係者が支援を行う上での課題を確認する場）

弥富市

蟹江町

飛島村

分野別会議 <あまなんねっと（相談支援グループ・療育グループ）>  
課題別に具体的議論を深める。



### 3 障がい児や発達障がいの子ども等と家族の支援

近年、発達に心配や遅れのある子どもの相談が増えています。このため、乳幼児期におけるより専門性の高い、きめ細かな支援が求められています。本村では、障がい児や発達障がいの子ども、またその家族のために、母子保健担当、子育て支援担当、教育委員会等関係機関と連携し、計画的かつ一貫性をもった療育支援、相談支援に取り組めます。

項目	国・村の考え方等
<b>1 地域における障がい児支援体制の整備</b>	・ 保育所等訪問支援等、重層的な障がい児支援の体制整備 相談支援専門員や近隣の障害福祉サービス事業所等との連携を図り、支援をつなげていきます。また、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化できるよう、体制整備に努めます。
<b>2 子育て支援に係る施策との連携</b>	・ 子育て支援担当部局との連携体制を確保 子育て支援施策等との調和を確保します。また、障がい児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図ります。
<b>3 教育との連携</b>	・ 学校と福祉サービス等の緊密な連携 就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されるよう、学校を始めとする教育部門や、障がい福祉サービス事業所等との連携を図ります。
<b>4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備</b>	・ 福祉、医療、教育等の関係機関で協働する総合的な支援体制 医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の充実を図るため、福祉、医療、教育等の関係機関において、情報共有をし、共通の理解に基づく総合的な支援体制の構築を図ります。

#### \*子ども・子育て支援施策と障がい児支援の連携

##### ①障がい児支援の必要量の把握

可能な限り障がい児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、障がい児支援の種別ごとの必要量を見込むこと

##### ②障害福祉計画と子ども・子育て支援事業計画との調和

障害福祉計画は市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と調和が保たれたものとする必要があること

##### ③障がい児支援の体制の子育て施策との連携

障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があること

(内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 平成 26 年 5 月 30 日事務連絡より作成)

#### 4 就労促進とさくら作業所

現在、村内に小規模通所授産施設「さくら作業所」があります。身体、知的、精神障がいのある方が、様々な軽作業を通じて就労体験をしたり、日常生活訓練や社会参加の機会を得て、自立に向けて取り組んでいます。近年、利用者の障がいの多様化や、年齢層の拡大に伴い、作業時の支援の必要度等に差が広がっています。

障がいのある方の働く場・活動の場として、今後、個別の障がい特性に向き合い、村における作業所の位置付けについて検討していきます。

##### 現況

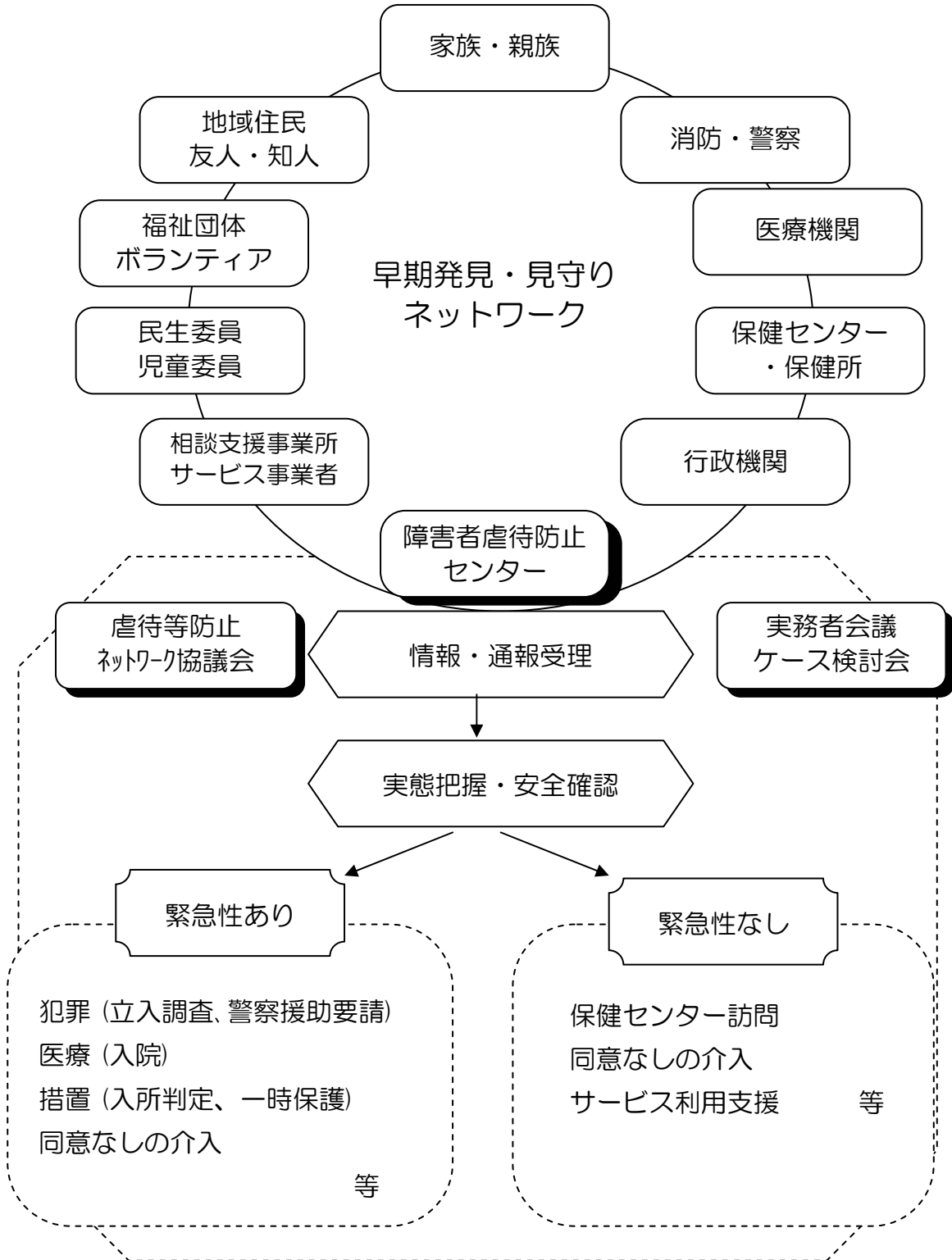
(平成)	24年度	25年度	26年度
小規模通所授産施設「さくら作業所」	1か所	1か所	1か所



## 5 虐待等の早期発見、見守りについて

地域のネットワークを活用し、虐待等の早期発見、見守りを推進していきます。

### 虐待等の早期発見、見守りネットワーク



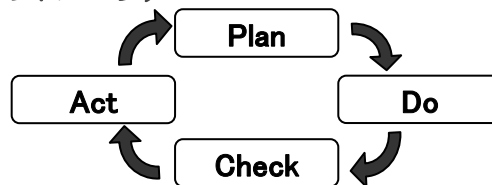
## 6 障害福祉計画推進へのPDCAサイクルの活用

本村では各年ごとに実施状況や利用状況を把握、評価（Check）し、自立支援協議会等に報告の上意見を聞き、必要があると認める時は、事業体制や内容の改善（Act）等を行います。またその結果については、村民及び関係者へ向けて広報等を通して公表していきます。

### （１）PDCAサイクルとは

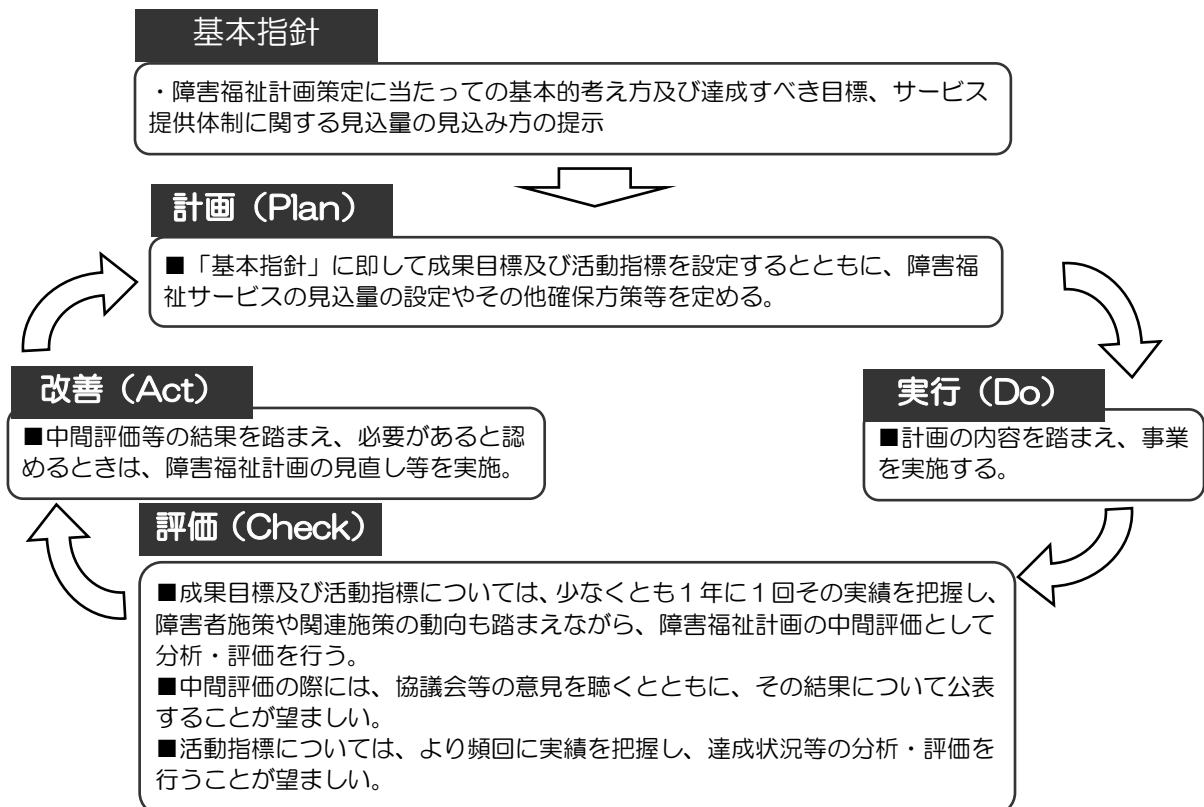
- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。
- 業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

（PDCAサイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

### （２）障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



## 7 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、柔軟な形態により実施し、国民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として行います。

実施に当たっては地理的条件や社会資源の状況に合わせて実施するため、本村では、海部南部圏域の広域での実施（手話奉仕員養成研修事業の合同開催など）も推進していきます。

### 市町村地域生活支援事業一覧

必須事業	1 理解促進研修・啓発事業 2 自発的活動支援事業 3 相談支援事業 (1)基幹相談支援センター等機能強化事業 (2)住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 4 成年後見制度利用支援事業	5 成年後見制度法人後見支援事業 6 意思疎通支援事業 7 日常生活用具給付等事業 8 手話奉仕員養成研修事業 9 移動支援事業 10 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	1 任意事業 <b>【日常生活支援】</b> (1)福祉ホームの運営 (2)訪問入浴サービス (3)生活訓練等 (4)日中一時支援 (5)地域移行のための安心生活支援 (6)障害児支援体制整備 (7)巡回支援専門員整備 (8)相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保  <b>【社会参加支援】</b> (1)スポーツ・レクリエーション教室開催等 (2)文化芸術活動振興 (3)点字・声の広報等発行 (4)奉仕員養成研修 (5)自動車運転免許取得・改造助成	<b>【権利擁護支援】</b> (1)成年後見制度普及啓発 (2)障害者虐待防止対策支援  <b>【就業・就労支援】</b> (1)盲人ホームの運営 (2)重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (3)更生訓練費給付 (4)知的障害者職親委託  2 障害支援区分認定等事務

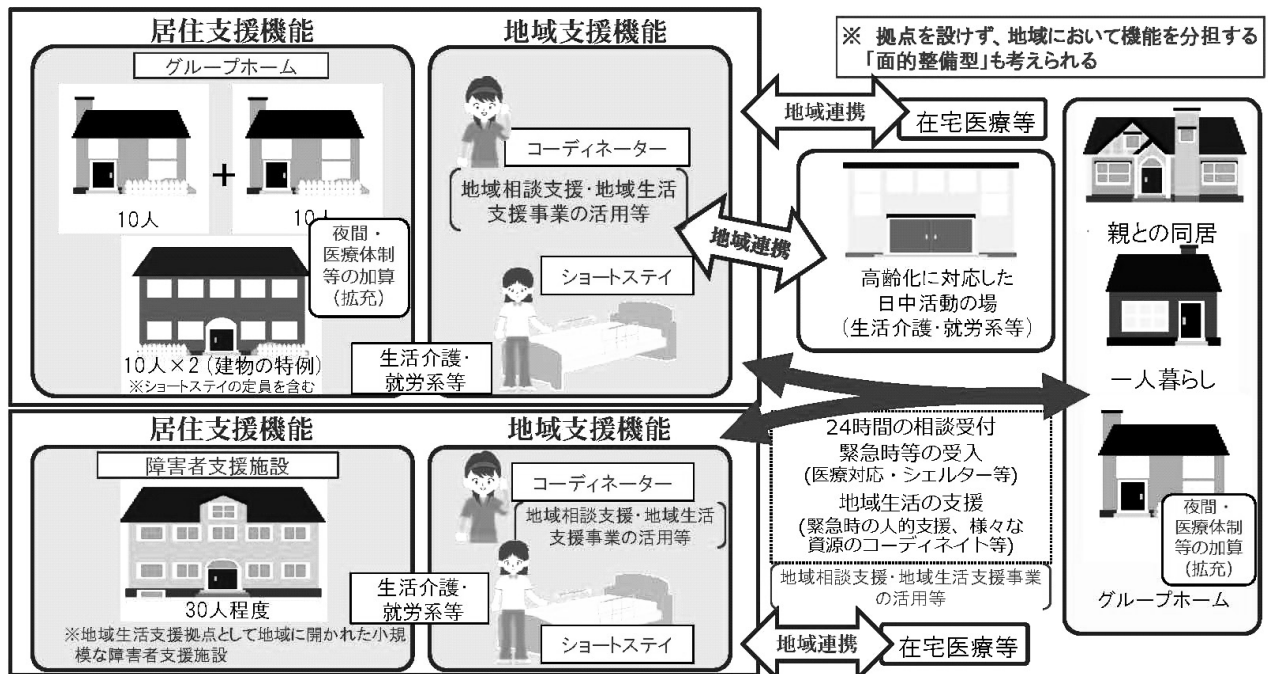
## 8 地域生活拠点整備の検討

障がい児・者が地域で生活を続けるために、居住機能やショートステイなどの一時的な支援ができ、日中活動の場と地域連携していけるような、生活支援の推進のための多機能拠点「地域生活拠点」の整備を検討します。

### 地域生活拠点のイメージ

#### 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

厚生労働省「第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて(参考資料)」より

# 資料編

# I 調査結果報告

## 1 団体ヒアリングまとめ

### (1) 調査の目的

村内の障がい者が感じている問題とサービス等のニーズを把握し、支援の方向性を検討しました。

### (2) 対象者と方法

集団ヒアリング法を用いて、心身障害児(者)保護者会（あゆみ会）1グループ5名の方からご意見をいただきました。  
ヒアリングを行った時期は、平成26年5月でした。

### (3) 結果

ヒアリング結果に基づき検討した結果、下記3点があげられました。

#### ① 障がい児・者を取り巻く環境整備に関するニーズ

障がい児をもつ親として、放課後等児童デイサービスや、グループホーム等の設置をはじめとする、地域に根付いた生活の基盤づくりとその充実を求める意見が述べられました。

#### ② 相談支援に関するニーズ

相談支援を強化することで、1人1人のニーズや目標が明確になり、定期的に計画の評価・見直しを実施することで、本人の望む生活に向けて能力等を向上させることができるのではないかとの意見が述べられました。

また、他自治体の取組み等を参考にしながら、さくら作業所におけるサービスの在り方や相談支援の在り方に関する見直しの要望があげられました。

#### ③ 地域や家族の理解や支援に関するニーズ

村の障がい児・者への理解とサポート体制への要望、障がい児・者が気軽に交流できる機会の確保に対する要望等が述べられ、地域の理解を求めるだけでなく、村の障がい児・者やその家族が積極的に地域と関わることの重要性も述べられました。



## 2 障がい者アンケートまとめ

### (1) 調査の目的

第3次障害者福祉計画及び第4期障害福祉計画の策定にあたり、村の障がい福祉について障がい者の方の意見から実態を把握・分析し、今後の施策や支援の方向性を検討しました。

### (2) 対象者と方法

郵送法を用いて、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持つ村民全員の方へ実施しました。期間は、平成26年7月1日から15日までの15日間でした。

### (3) 結果

- ・調査対象者数：184人
- ・有効回収数：120人（病気などによる辞退及び転居などを除く）
- ・有効回収率：65.2%

アンケート調査の結果、下記のニーズが明らかになりました。

#### ① 生活支援ニーズ

通院や外出、福祉サービス事業所への移動等、外出の際の交通手段に関しては、家族の運転する車という回答が半数近くになりました。今後、介護者側の高齢化等に伴い、家族以外の方による外出支援や日常生活支援の必要性が高まることが予想され、地域で安心して生活していくための支援・整備の重要性があげられました。

#### ② 各世代に応じた福祉サービスに関するニーズ

障がい児世代では、学校や放課後の生活をより充実させるための環境整備、また少数ながら、学校卒業後等の働く世代では、仕事に関する支援の充実等を求める意見が述べられました。

#### ③ 相談支援・啓発に関するニーズ

サービスを始め、障がい福祉分野に関する事柄は、分かりにくいとの意見が多数ありました。困った時、気軽に相談できる体制を充実し、状況に応じて様々な関係機関と連携して一貫した支援が求められています。また、分かりやすい情報発信に対する要望もあげられました。

### 3 障がい児支援ニーズグループインタビューまとめ

#### (1) 調査の目的

子どもからお年寄りまで全村民の健康化を実現するため、障がいを持つ子どもの養育者の「なまの声」から、障がい児に対する支援の方向性を検討しました。

#### (2) 対象者と方法

フォーカス・グループ・インタビュー法を用いて、障がいを持つ子どもの養育者（ラピュータ）1グループ6名の方からご意見をいただきました。  
インタビューを行った時期は、平成26年7月でした。

#### (3) 結果

障がいを持つ子どもの養育者の「なまの声」に基づき検討した結果、下記3点があげられました。

##### ① 障がい児に対する生活支援ニーズ

保育園や学校等における他児とのかかわりの中で生じる子どもの言動への対応支援、登校訓練等の支援、水泳教室への参加の要望、学校における授業の実施方法や先生の対応への願望、特別支援学級の環境整備への配慮を要望する声等、障がい児に対する生活支援を求める多くの意見が述べられました。

##### ② 障がい児に対する地域や家族の理解や支援に関するニーズ

障がい児に対する地域や家族の理解や支援の困難さを訴え、学校等における啓発の実施、特別支援学校と飛鳥学園との交流、ボランティアや大学生による料理教室、工作教室、体操教室等の要望とともに、障がいを持つ子どもの将来への不安、社会に出て働く場の確保への不安等の意見が述べられました。

##### ③ 村に対するニーズ

児童デイサービス設立への強い要望、発達相談等、医療機関の早期受診への要望、村の障がい児への理解とサポート体制への要望、児童クラブの柔軟な活用、障がい児のための習い事の実施、障がい児が気軽に参加できるイベントの要望等が述べられ、村の障がい児を支援する仕組みのニーズがあげられました。

## Ⅱ 策定委員会等

### 飛島村障害者福祉計画策定委員会

#### 飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日

訓令第 97 号

改正 平成 25 年 3 月 25 日訓令第 14 号

(趣旨)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害のある人が社会の構成員として地域の中でともに生活が送れる社会を作るための基本的な計画である飛島村障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）を策定するため、飛島村障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討し、障害者福祉計画を策定するものとする。

- (1) 障害福祉対策の現状と課題
- (2) 障害福祉サービス目標量の設定
- (3) 障害福祉サービスの供給体制のあり方
- (4) その他障害福祉に関する事項で、障害者福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉協議会等福祉団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 村の職員
- (7) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害者福祉計画の策定までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 飛島村障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成17年)は、廃止する。

附 則(平成25年訓令第14号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

障害者福祉計画策定委員会名簿

所 属	氏 名	備考
医師代表	加藤 紀生	
歯科医師代表	松久 勝彦	
薬剤師代表	多田 一	
文教厚生委員長	村上 雅之	
社会福祉協議会長	中山 幸雄	委員長
民生委員協議会会長	下里 太喜	副委員長
身体障害者福祉協議会会長 身体障害者相談員	佐野 章光	
知的障害者相談員	浅井 晴美	
特別養護老人ホーム やすらぎの里施設長	森 章人	
区長会代表	太田 波路	
副村長	服部 高幹	
民生部長	久野 眞澄	
相談支援専門員	梶村 眞明	障害者支援施設 愛厚弥富の里
地域包括支援センター職員	栗本 聡江 奥村 理加	

## 障害者福祉計画策定委員会開催経過

回	日 時	主 な 議 題
第1回	平成26年 5月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会の設置について</li> <li>・委員長・副委員長の選出</li> <li>・趣旨説明</li> <li>・障害者福祉計画・障害福祉計画の進捗状況</li> <li>・本計画で定める数値目標・見込量について</li> <li>・障害者アンケートについて</li> <li>・意見交換</li> <li>・その他</li> </ul>
第2回	平成26年 10月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者アンケート結果報告及びヒアリング結果報告</li> <li>・障害者福祉計画・障害福祉計画素案について</li> <li>・グループインタビュー結果報告</li> <li>・意見交換</li> <li>・その他</li> </ul>
第3回	平成27年 2月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案からの変更点及び概要版の説明</li> <li>・パブリックコメントの経過報告</li> <li>・意見交換</li> <li>・その他</li> </ul>

平成27年3月  
飛島村第3次障害者福祉計画・第4期障害福祉計画  
発行：飛島村  
編集：民生部保健福祉課  
〒490-1434  
愛知県海部郡飛島村松之郷三丁目4番地の1  
TEL：(0567)52-1001 FAX：(0567)52-1009

飛島村第3次障害者福祉計画・第4期障害福祉計画

平成27年3月

飛島村